

●香川県告示第2号

香川県統計調査条例（平成20年香川県条例第48号）第3条の規定に基づき、香川県特定地場産品調査を次のとおり実施する。

平成24年1月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 調査の名称及び目的

(1) 名称

香川県特定地場産品調査

(2) 目的

特定地場産品の実態を把握し、地場産業振興対策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

県内全域

(2) 属性的範囲

香川県の特定地場産品であるかまぼこ、つくだに、みそ、醤油、食酢、清酒、うどん、そうめん、冷凍食品、缶詰、手袋、カバン・袋物、ニット製品、製綿・寝具、織物、縫製品、桐げた、家具、ちり紙、粘土瓦、レンガ、陶管、植木鉢、石工品、はかり、ボタン、漆器、和傘及びうちわの29業種のうち、いずれかを製造する事業所

3 報告を求める事項及びその基準となる期日

(1) 報告を求める事項

ア 事業所の名称及び所在地

イ 従業者数

ウ 特定地場産品の名称

エ 特定地場産品の出荷額及び加工販収入額

オ 特定地場産品の販売先の地域別割合及び業態別割合

カ 主な原材料の仕入先の地域別割合

キ 経営上の問題点及び経営方針

(2) 基準となる期日

平成24年2月1日現在

4 報告を求める者

(1) 数

1,474事業所

(2) 選定の方法

平成21年経済センサス基礎調査名簿データから該当事業所を抽出する。

5 報告を求めるために用いる方法

調査員が対象事業所に調査票を配布し、申告者が自ら記入する自己申告による。

6 報告を求める期間

調査の実施期間 平成24年1月10日から同年3月31日まで